

## 空港環境整備協会助成事業実施要領

制定 平成28年4月11日 空整協第174号

### (目的)

第1条 この要領は、地方公共団体等が空港騒音の影響を受ける住民の生活環境等の改善、空港周辺地域の活性化及び空港の利用促進を図るために実施する事業に対する一般財団法人空港環境整備協会（以下「協会」という。）による助成に関して定めたものです。

### (助成対象事業の範囲)

第2条 助成の対象となる事業は、次に掲げるものです。

#### (1) 空港周辺生活環境等の改善を図るための事業

- ・航空機騒音測定機器整備事業
- ・騒音対策事業の一部としての空調機器等整備事業
- ・移転跡地、公園等整備事業
- ・共同利用施設バリアフリー等改修事業
- ・空港周辺地域生活環境整備事業
- ・共同利用施設等資器材整備事業  
    教育施設・共同利用施設等資器材整備事業  
    体育・文化施設等資器材整備事業
- ・消防車・救急車等整備事業

#### (2) 空港周辺地域の活性化を図るための事業

- ・空港周辺地域活性化事業
- ・コンテスト方式による空港周辺地域活性化事業

#### (3) 空港の利用促進を図るための事業

- ・空港利用促進事業
- ・コンテスト方式による空港利用促進事業

2 建物の建設及び改修、道路の整備、下水道工事等の公共工事的事業並びに施設の維持運営費等は、原則として助成の対象としません。

3 教育施設及び共同利用施設等に係る助成の対象となる施設については、別表のとおりです。

### (対象空港及び対象地域)

第3条 対象空港は、協会が駐車場を管理運営する空港とします。

2 前項の対象空港における助成対象地域は、第2条第1項第2号及び第3号の事業を除き、原則としてLden57デシベル以上の区域とします。

3 前項の規定にかかわらず、消防車・救急車等整備事業の対象については、国と「航空機事故消火救難協定」等を締結し、かつ空港標点から原則として9キロメートル以内に存する消防機関とします。

### (助成対象者)

第4条 助成対象者は、次のとおりです。

#### (1) 地方公共団体

(2) 空港利用促進協議会またはそれに準ずる団体（ただし、空港長が推薦する団体であり、かつ、第2条第1項第2号及び第3号の事業を実施する団体に限る。）

(3) 第2条第3項に定める施設を設置若しくは管理する法人または団体

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で決定するものとし、助成率は原則として事業費の80%以内とします。

2 消防車・救急車等整備事業については、前項の規定にかかわらず、助成率は事業費の45%以内とします。

ただし、1事業毎に4千5百万円を超えない金額を限度とします。

3 空港利用促進事業については、第1項の規定にかかわらず、空港毎に1千2百万円を超えない金額を限度とします。

なお、コンテスト方式による事業については、この限りではありません。

4 教育施設・共同利用施設等資器材整備事業については、第1項の規定にかかわらず、1施設毎に200万円を超えない金額を限度とします。

(助成金交付申請書の提出)

第6条 助成金交付申請者は、第4条第1号及び第2号に定める者としてします。

2 第4条第1号または第2号に定める助成対象者が助成金の交付申請をする場合は、当該者の長は交付を受けようとする事業年度の前年度の9月末までに（コンテスト方式による事業の場合は、8月末までとする）、「助成金交付申請書」（第1号様式）を協会の地方事務所（以下「協会事務所」という。）を経由して協会会長に提出するものとします。

ただし、第4条第3号に定める者にかかる助成金の交付申請に関しては、当該者がその地域内に存する地方公共団体の長が「助成金交付申請書」（第1号様式）を協会事務所を経由して協会会長に提出するものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、助成金の交付を緊急に必要とする場合その他協会が特に必要があると認めた場合は、この提出期限にかかわらず、助成金の交付を申請することができます。

(助成金の交付決定通知)

第7条 協会は助成金の交付申請があった場合には、申請の内容について審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、「助成金交付決定通知書」（第2号様式）により交付の決定通知を行うものとします。

(事業計画の変更等)

第8条 助成金交付申請者は「助成金交付決定通知書」に記載されている事項を変更する場合は、あらかじめ変更（中止を含む。）の理由及び経費の積算を記載した「事業計画変更（中止）申請書」（第3号様式）を協会に提出し、承認を受けるものとします。

2 協会は前項の申請について内容を審査したうえで、予算の範囲内で「事業計画変更（中止）決定通知書」（第4号様式）により助成金の交付の変更（中止を含む。）の決定通知を行うものとします。

(事業の実施中における報告徴収及び調査)

第9条 協会は本事業の適正を期するため、必要がある場合は助成金交付申請者または助

成金被交付団体に対して、事業の実施状況について報告を求め、また調査を行うことができます。

(事業完了報告書の提出)

第10条 助成金交付申請者は、事業完了の日から15日以内に「事業完了報告書」(第5号様式)を協会事務所を経由して協会会長に提出するものとします。

(検査)

第11条 協会は、事業完了後必要に応じ検査を行うものとします。

(助成金交付確定通知)

第12条 協会は、「事業完了報告書」の内容について審査したうえで「助成金確定通知書」(第6号様式)により助成金交付申請者に助成金交付確定額を通知します。

2 確定額は、交付決定額を限度として事業費総額に「助成金交付決定通知書」に記載された助成率を乗じた額とします。

(助成金交付請求書)

第13条 助成金交付申請者は、「助成金確定通知書」を受領した後5日以内に「助成金交付請求書」(第7号様式)を協会事務所を経由して協会会長に提出するものとします。

(助成金の交付)

第14条 助成金は、原則として事業完了後の一括払いとします。

(助成標識の掲示)

第15条 助成事業者は、当該助成事業により取得した物件等に対して、別に定める「助成物件の表示要領」に基づき、協会から助成金を交付された旨を掲示しなければなりません。

#### 附 則

1 本要領は、平成28年4月11日から施行し、平成28年度から実施する事業から適用する。

2 空港周辺環境整備事業助成要領(平成7年6月6日付 空整協第453号)は、これを廃止する。

## 【教育施設】

区分	主な施設
学校教育法	幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校 (高等学校、大学及び高等専門学校は助成対象とはなりません)
児童福祉法	保育所、障害児入所施設、児童発達支援センター、乳児院
身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター
障害者総合支援法	障害者支援センター、生活介護施設、自立訓練施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設
法人福祉法	特別養護老人ホーム

## 【共同利用施設等】

主な施設
市民センター、近隣センター、公民館、集会場、生涯学習センター、児童館、子育て支援センター、保養所 等